

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免を令和4年度末まで延長します

◆新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、申請により保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少（注）が見込まれる世帯の方

⇒保険料の一部を減額

注：令和3年と令和4年との事業収入等を比較し、3割以上減少していること等の要件があります。

【対象となる保険料】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険料

※ご自身が減免の対象になるかについては、お住いの市町村の担当窓口までお問合わせください。